

○ 法令等から見た適正規模について

(1) 学校の適正規模

学校の規模に関しては、学校教育法施行規則で標準的な学級数を定めており、小学校12～18学級（1学年2～3学級）、中学校12～18学級（1学年4～6学級）と規定されています。（特別支援学級の学級数を除く）

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない。

＜※同上の規定は、第79条で中学校に準用＞

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあってはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- （2）通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

学級数による学校規模の分類

（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引きから引用）

	小学校（学級数）	中学校（学級数）
過少規模校	1～5	1～2
小規模校	6～11	3～11
適正規模校	12～18	12～18
大規模校	19～30	19～30
過大規模校	31学級以上	31学級以上

※複式校（極小規模校）

- ・ 小学校：2個学年を合わせて16人以下の複式学級で構成される3学級以下の学校
- ・ 中学校：2個学年を合わせて8人以下の学級と他の学年を合わせて2学級以下の学校

※小中併置校

- ・ 小学校と中学校が1人の校長のもとに同一校舎で教育活動が行われる。